

# 契 約 書

本契約は、発注者 田原本町（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間に次の条項によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 物 品 名 田原本町中央体育館電話交換機等通信装置
2. 納 入 場 所 奈良県磯城郡田原本町大字平田46番地 田原本町中央体育館
3. 納 入 期 限 令和 3年 1月 29日
4. 契 約 金 額 円  
(内、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5. 契約保証金額 免除

## (総則)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき頭書の契約金額をもって、納入期限内に契約を履行しなければならない。

## (権利義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

第3条 乙は、契約の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

## (一般的損害)

第4条 契約の目的物の引渡し前に生じた損害は、理由の如何を問わず、乙の負担とする。ただし、天災地変その他やむを得ない理由の場合はこの限りでない。

## (業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して契約の処理状況につき調査をし、又は報告書を求めることができる。

## (納品及び検査)

第6条 物品の納品は甲の立会いのもとに行うものとする。

- 2 甲は前項の納品があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙に対して他品との交換を求めることができる。
- 4 乙は、物品が検査に合格したときは、遅滞なく物品を甲に引き渡さなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた契約不適合責任について無償でこれを補修し、又は取り替える責任を負わなければならない。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、第6条第4項の規定により、物品を引き渡したときは、所定の手続きに従って代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告等を要せずこの契約を解除することができる。

1 乙の責めに帰する事由により、納品期限内または期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

2 乙が、この契約の施行に関し不正な行為をしたとき。

(暴力団排除に係る契約解除)

第10条 甲は、乙が田原本町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する者及び当該者と社会的に非難されるべき関係を有する者と甲が認めた場合、契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(機密の保持)

第11条 乙は、業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するために、本契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

令和2年 月 日

甲 奈良県磯城郡田原本町890番地の1  
田原本町  
田原本町長 森 章浩

乙